

東京都所管社会福祉法人本部に送付しています。

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.98 平成23年12月6日

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記あてメール

k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。

寄附金の税額控除制度、要件の新解釈が示されました

～経常収入に占める寄付金額1/5に介護報酬等の運営費を含まず～

厚生労働省は、従前からの所得控除と比べ、少額の寄付でも控除の効果が高く、寄附を促進するものとして、本年創設された社会福祉法人や NPO 法人に対する寄附金の税額制度の運用について国税庁に照会を行っていたところであるが、11月30日に事務連絡を发出了しました。

税額控除の対象となる法人の要件として、2点、

(要件1)3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。

(要件2)経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が5分の1以上であること。

が示されていたところです。

しかしながら、要件2は、福祉サービスを実施する社会福祉法人(及び社会福祉協議会)にとっては、その多くが介護報酬、障害者自立支援給付費、保育所運営費、措置費等の収入が占め、その1/5を寄附金が占めるということは、極めて難しいものでありました。

そのため厚生労働省に対し、質疑が多く寄せられ厚生労働省は国税庁に対しその見解を照会していたものであり、今般、国税庁の回答をもとに、厚生労働省が各都道府県・指定都市・中核市に事務連絡を通知したものです。

事務連絡によると、「**相対基準(経常収入に占める寄附金額等の収入の取扱いについての国等からの補助金収入、法令に定める国等の負担額等の収入の取扱いについて、国・地方公共団体の負担部分の給付費については、経常収入には含まれず、総収入額から控除できること。また、委託の対価としての収入について、都道府県・市町村から給付される保育所運営のための措置費については、経常収入には含まれず、総収入金額から控除できること。**」とされています。

については、以下を参照の上、税額控除対象要件1に非該当とした社会福祉法人においては、再度要件2に該当するかどうかチェックしてください。

なお、①申請の手引き②チェック表(要件2)③事務連絡は、東社協ホームページ⇒経営相談に、掲示していますのでご覧ください。

寄附金の税額控除制度、要件の新解釈

項目	従前	今回解釈	該当するもの(東社協注)
様式3の(B)経常収入金額(2)①国等からの補助金等の額	国に照会したところこれ	経費補助金は国又は地方公共団体が交付するものである場合には左に該当する	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都サービス推進費全額 ○区市町村補助金全額 ○東京都経費補助金 ○地域生活援助事業補助金 ○障害事業円滑化補助金 等
様式3の(B)経常収入金額(2)②委託の対価としての収入で国等から支払われる金額	らはいずれも対価性のあるものであり、分母	保育所運営のための措置費は②に該当する	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所運営費全額 ○措置施設措置費全額 ○東京都、区市町村からの委託金 ○措置施設以外の措置費全額 ○介護雇用プログラム委託金 等
様式3の(B)経常収入金額(2)③法律等の規定に基づく事業で、国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	から控除できないとされている。	法令に基づく国、自治体から給付される介護給付費、自立支援給付費は③に該当	<ul style="list-style-type: none"> ○(介護給付費+各種加算)/0.9×1/2 ○利用者負担金、高額介護サービスを除く ○生活保護法に係る公費収入 等
寄附物品に係る寄附金額	(不明)	当該現物寄附が金銭換算できるものは寄附金として認定できる	<ul style="list-style-type: none"> ○購入した物品寄附の場合は領収書等により換算可能 ○販売品であれば当該価額 等